

重点項目に対する厚生労働省の 基本的考え方

平成15年5月13日
厚生労働省

1 「株式会社等による医療機関経営の解禁」について

基本的考え方

2月27日の構造改革特別区域推進本部において、総理のご判断により、「自由診療の分野を前提として、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずる」とこととされた。

当面はこの推進本部決定を踏まえた成案の検討を進める。

これまでの取組

経済財政諮問会議の基本方針（2001年6月）等を踏まえて設置した「これからの医業経営の在り方に関する検討会」においては、株式会社の医業経営参入の是非についての結論には至らず、上記推進本部決定を受けて政府が更に検討を深めるものとされた。

なお、同検討会では、医療法人を始めとする医業経営の近代化、効率化に向けた具体的提言（資金調達の多様化、新たな病院会計準則の制定など）を最終報告としてとりまとめた。（平成15年3月）

今後の対応

株式会社の医療への参入については様々な意見があることから、今後、地方公共団体等からの意見に十分耳を傾けつつ、推進本部で決定されている6月中の「成案」の作成に向けて、検討を重ねているところ。

2 「いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）」について

基本的考え方

我が国の医療保険制度においては、国民皆保険の下、「社会保障として必要十分な医療」は保険診療として確保することが原則

他方、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩に対応するため、適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用を可能とする特定療養費制度が設けられている。（昭和59年に創設）

このような仕組みによらず無制限に保険外診療との組み合わせを認めることは不当な患者負担の増大を招くおそれや有効性、安全性が確保できないおそれがあるため、今後とも特定療養費制度の下で対応を図っていくことが適切

これまでの取組

平成14年度の診療報酬改定においては、医療機器の治験、薬事法承認後保険収載前の医薬品の使用等を選定療養として追加

選定療養（患者の選択にゆだねることが適切なサービスについて、選択に応じた料金徴収を認めるもの。）

12種類

高度先進医療制度（厚生労働大臣が承認した高度先進医療について、その高度先進的な技術部分を除く部分に関し、保険給付を行うもの。）

70種類、128医療機関

なお、現在までに52種類の高度先進医療が保険導入されてきている。

今後の対応

今後とも、患者ニーズの多様化や医療技術の高度化を踏まえ、患者の選択によるサービスの拡充を図る観点から特定療養費制度の見直しについて検討を行う。

3 「労働者派遣業務の医療分野（医師・看護師等）への対象拡大」について

基本的考え方

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、医療機関における医療関連業務に対する派遣について検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。

これまでの取組

平成15年3月に、社会福祉施設等における医療関連業務において労働者派遣を行えるよう政令改正を行った。

今後の対応

4月に立ち上げた「医療分野における規制改革に関する検討会」において、医療を受ける患者・国民の視点、医療を提供する医療機関の視点の双方から、医療分野における規制について議論を行っており、その中で、現在、医療分野における労働者派遣につき検討を進めている。

4 「医薬品の一般小売店における販売」について

基本的考え方

医薬品の販売の在り方は、第一義的には、消費者の利便性ではなく、国民の生命・健康の保護の観点から判断すべきもの。

医薬品は、たとえ一般用医薬品であっても、過量使用や重複投与等による副作用の事例が相当数存在するため、専門知識を有する薬剤師等の関与の下で、使用されるべきである。

一般小売店での販売を認めるものは、医薬部外品に移行することにより対応することが適切。

これまでの取組

「規制緩和推進計画」(平成9年3月閣議決定)に従い、中央薬事審議会における医学的・薬学的観点からの十分な審議を踏まえ、平成11年にビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15製品群を医薬品のカテゴリーから医薬部外品のカテゴリーに移行させた。

(厚生労働大臣承認のもので医薬部外品に移行したものは約290品目。平成11年末時点)

今後の対応

「規制改革の推進に関する第二次答申」(平成14年12月)を受け、専門家等により構成される新指定医薬部外品検討会を3月に設置したところであり、平成15年度内を目途に検討結果をまとめていただく予定。

5 「幼稚園・保育所の一元化」について

基本的考え方

保育所は、親の就労等により家庭で保育ができない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。

近年、女性の就業の増加等に伴い、多様な時間帯、年間を通じた保育に対する需要や0～2歳児の受入れの増加等、幼稚園との差異は拡大。

多様化する子育てニーズに対応するため、地域の子育て資源を効率的に活用することが重要であり、このような中で、保育所と幼稚園は、地域の実情を踏まえ、相互の連携をより一層強化することが重要。

保育所の調理室は、離乳食への対応、多様な保育ニーズへの対応、食事を通じた児童の健全育成を図る観点が求められるものであり、必要不可欠。

これまでの取組

保育所と幼稚園は、平成10年以降、施設の共用化、資格の相互取得の容易化等の連携を図ってきており、既に地域のニーズに込えていると考えている。

少子化の進行等の事情にある地域を対象に、構造改革特区制度の中で、保育所において保育所児と幼稚園児を合同で保育すること等を容認（平成15年10月申請受付開始）。

今後の対応

多様な子育てニーズに対しては、保育所、幼稚園、地域の子育て支援等、多様なサービスによる対応が必要であり、保育所と幼稚園を制度的に単一の施設とすることは、こうした多様なニーズに込えきれない。

今年度、「規制改革推進3か年計画（再改定）」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいような措置や 余裕教室に保育所を設置する場合において、安全性等が確保される場合には、調理室を共同利用することを認める方向で検討、措置する。

6 「職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進」について

基本的考え方

職業紹介事業は、ILO 第 88 号条約の要請、雇用保険の安定的運営の確保、広域的な労働移動の円滑実施の必要性から、原則国が実施する必要

現在の求職者の大幅増や多様化に対応するには、民間や地方公共団体の知恵や活力を活用した求人求職の的確円滑な結合の促進が重要

これまでの取組

ハローワークのアウトソーシング

- ・ 官民双方のカウンセリングの利用や求人へのアクセス等の機会を提供する事業の対象者を中高年ホワイトカラー離職者から長期失業者等にも拡大
- ・ 不良債権処理の影響で中小企業から離職した者のうち、管理職や技術職への就職を希望する者について、就職支援サービスの提供を民間に委託
- ・ ハローワークでの特に早期就職の緊要度が高い求職者への就職支援の一環として、本人の希望等に留意しその求職者情報を民間に提供するサービスを実施 等

民間・地方公共団体による労働力需給調整の活性化

- ・ 特別の法律により設立された法人（商工会議所、商工会、農協等）が行う無料職業紹介事業について、届出制に緩和
- ・ 民間職業紹介事業の許可手続について、事業所単位から事業主単位に
- ・ 求職者からの手数料徴収に係る年収要件の引き下げ
- ・ 地方公共団体が施策展開上必要となる職業紹介事業は、届出で実施可能に 等

今後の対応

現在実施している事業の実績を踏まえつつ、効果的と思われる分野については、民間や地方公共団体の活力を活かした就職支援を推進

7 「株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁」について

基本的考え方

介護の分野においては、訪問介護等のほか、グループホームや有料老人ホームなどについても、株式会社等の参入が可能。

- ・特別養護老人ホームは、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設。
- ・こうした利用者の保護を図るためには、長期間、安定した形で介護サービスを提供する必要があることなどから、経営主体を自治体又は社会福祉法人に限定。

介護保険施行後、グループホームが急増し、有料老人ホームや新型ケアハウスなどの特定施設が伸張。

- ・特別養護老人ホームと類似のサービスを提供するセクターとの間で競争が働く仕組み。

これまでの取組

特区において、自治体が十分関与できる公設民営方式又はPFI方式の下で、特別養護老人ホームへの株式会社等の参入を容認。

今後の対応

今後の展開については、特区における特例措置の効果、影響等を評価した上で検討。

なお、介護保険制度については、法施行後5年（平成16年度末）を目途として、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされている。

主な論点の中に、

- 1) 地域密着の小規模で多機能なサービスの拠点の構築
- 2) 「施設」でも「自宅」でもない第3のカテゴリーの位置付け
- 3) 既存施設体系の整理

があり、経営主体の在り方についても、これらの課題を整理する中で論議が必要。